



令和6年度
鎌倉市人権施策推進状況報告

令和7年8月

鎌倉市共生共創部地域共生課

— 目 次 —

I はじめに	- 1 -
II 施策推進の取組	- 2 -
1 共通施策	- 2 -
(1)すべての人の人権	- 2 -
(2)暴力の根絶と人権	- 5 -
2 分野別施策	- 7 -
(1)ジェンダー平等と人権	- 7 -
(2)子どもの人権	- 8 -
(3)高齢者の人権	- 12 -
(4)障害者の人権	- 16 -
(5)外国につながりのある人の人権	- 23 -
(6)多様な性の尊重	- 24 -
(7)災害発生時の人権	- 25 -
(8)同和問題	- 26 -
(9)生活困窮者等の人権	- 26 -
(10)さまざまな人権	- 27 -

I はじめに

鎌倉市は、平成16年3月に、人権施策を進めるまでの基本理念、方向性などを示す基軸として「かまくら人権施策推進指針」を策定し、平成26年1月には、10年間の人権を取り巻く社会情勢の変化、とりわけ平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえて改訂を行いました。前回の改訂から10年が経過し、社会情勢が大きく変化していることから、新たな人権課題への対応及び本市が目指す共生社会の実現を推進するため、本指針を見直し、令和6年（2024年）3月に「第3次かまくら人権施策推進指針」を策定しました。

かまくら人権施策推進指針における基本理念

- 1 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまちづくり
人との出会いを大切にし、一人ひとりの基本的人権を尊重し、人種・国籍・性・出身・年齢などによる差別を受けることなく、だれもが人として尊重されるまちづくりをめざします。
- 2 多様性と違いを認め合い、共に生き、支え合う社会づくり
一人ひとりが「共に生きる社会」の一員として、生存を全うする権利を持つとともに、他者の権利を尊重し、「多様性と違いを認め合い」、「共に生き、支え合う社会」をめざします。
- 3 平和を希求し、世界に開かれたまちづくり
平和な世界が確立されてはじめて人権が尊重されるという認識の下に、平和を希求し、世界に開かれたまちをめざすとともに、だれもがともに仲良く暮らすことができるまちをめざします

本書は、令和6年度中の人権施策の推進状況を報告するものです。

「第3次かまくら人権施策推進指針 改訂版」のうち「第3章 施策推進の取組」に示したそれぞれの事業について、担当課が次の区分により評価しました。

- A：十分に（順調に）実施できた
- B：概ね実施できたが、不十分な点が少しある
- C：実施したが不十分な点が多く、まだ努力を要する
- D：実施方法を含め改善が必要である。又はほとんど実施できなかった

取組状況 105件のうち、今回の改訂による新規取組が49件、従来の取組が56件で、事業評価はAが46件、Bが52件、Cが7件、Dが0件といった結果です。新規取組のみの事業評価はAが22件、Bが24件、Cが3件、Dが0件といった結果でした。また、従来の取組中、前年度から評価が上がった事業は4件、下がった事業は1件です。新たな手法によって人権施策の取組が進められており、引き続き社会状況に応じた取組が必要です。

II 施策推進の取組

Ⅰ 共通施策

- 年齢や性別を問わず、すべての人に共通する人権に関する現状と課題を整理し、人権尊重の視点から、分野を横断した包括的な施策を推進するための方向性と取組を示します。

(1)すべての人の人権

特に重要な取組	事業内容	令和6年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
①すべての人が安心して自分らしく暮らせるための意識づくり	保育所・幼稚園、小・中学校における、発達段階に応じた人権尊重の理念を理解するための教育	【地域共生課】 中学生を対象に、日常の家庭生活や学校生活の中で得た体験に基づく作文を書くことを通して、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的とした「中学生人権作文コンテスト」を実施し、6校 221編の募集があった。	A (A)	中学生人権作文コンテストについて、前年度まで応募数が減少傾向だったことから、応募してもらえるよう周知などの工夫を図り、応募数が増加した。
		【教育指導課】 各小・中学校での日常的な学級指導、児童生徒指導や教科等の中で人権尊重の理念を理解する教育を行った。 教育センターで人権研修を実施することにより、教職員の人権意識を高めた。	B (B)	発達の段階に応じて、人権尊重に関する指導を各小・中学校において実施している。 今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。
	ホームページやSNSなどによる人権関連情報の提供と講座等の開催による人権啓発	【地域共生課】 広報、ホームページ、SNS、モニター広告、パネル展を活用して、人権関連の情報提供を行った。	B (B)	様々な機会を捉え啓発活動を行っているため、更に頻度を上げ実施する必要がある。
	相談業務や社会的に弱い立場の市民に関わる職員に対する人権研修の充実	【地域共生課】 ・神奈川人権センターが主催する「人権学校」(参加者5人)、「かながわ国際人権集会県民集会」(参加者27人)に参加し人権問題に関する情報を得た。 ・新採用職員に「共生社会について」中堅主事に「共生社会の取組について」研修を行った。	B (B)	研修を受講した職員だけでなく、職員全体が人権意識を高められるよう、研修内容を共有できるよう努めていく。
学校教育における人権教育を推進させるための教職員に対する人権研修の充実	【教育センター】 教職員等を対象に人権に関する研修会を実施した。 実施日：7月24日 参加人数：教職員等38人 内容：「ヤングケアラー・こどもの人権～大人ができること～」 法律事務所シブリング・聞こえないきょうだいをもつSODAの会 弁護士・手話通訳士 藤木 和子 氏	A (A)	受講者からは、「どのような声かけをしたらよい参考になった」「子どもの近くにいる教師として、気づいてあげることが一番の助けだと思った」など、学んだ内容を実際に現場で活かしていこうとするコメントが多く、人権課題を身近に感じてもらえるような研修を開催できたと言える。	

②誰でも相談・支援できる体制の整備	法務局・県・人権団体等と連携した人権侵害の未然防止や被害者の救済	<p>【地域共生課】 ご近所でのトラブルから重大な人権侵害まで様々な相談について、人権擁護委員が「人権相談」を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和6年度</th><th>令和5年度</th><th>令和4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面接相談回数</td><td>24回</td><td>24回</td><td>24回</td></tr> <tr> <td>面談相談件数</td><td>11件</td><td>4件</td><td>5件</td></tr> </tbody> </table>		令和6年度	令和5年度	令和4年度	面接相談回数	24回	24回	24回	面談相談件数	11件	4件	5件	A (A)	広報やホームページにより人権相談及び電話相談「みんなの人権110番」を周知した。引き続き、人権擁護委員（法務局）、県等と連携した取組を進める。
	令和6年度	令和5年度	令和4年度													
面接相談回数	24回	24回	24回													
面談相談件数	11件	4件	5件													
(新)包括的な相談体制の整備と関係機関との連携の強化	<p>【福祉総務課】 複合的な課題を抱える世帯に対し、包括的な支援体制を整備するため、昨年度に引き続き、相談支援包括化推進業務を委託した。複雑化・複合化した事例について、各分野のケース会議、支援会議への出席等を通じ、課題の解きほぐしや各相談支援機関の役割を整理し、必要に応じて助言を行った。また、相談支援機関間の連携を推進するためには相談支援機関等との合同研修や分野ごとのミニ研修を実施した。</p> <p>各分野における既存の支援会議への参加…37回 相談支援機関等との合同研修の開催…1回（参加者数56名） ミニ研修の開催…2回（参加者数35名）</p>	B	複合的な課題を抱える世帯に対し、包括的な支援体制を整備するため、相談支援包括化推進業務を委託したが、業務委託先と相談支援機関間の関係が十分に構築されていないため、相談支援機関との密な連携を促していく。													
(新)様々な困りごとへの相談窓口の周知	<p>【地域共生課】 生活に関する様々な困り事に対応するため、広報かまくらに毎月各種相談窓口の日程等を掲載するとともに、「市民相談日程表」を市役所ロビーや各支所等に配架した。また、ホームページや市民便利帳にも掲載した。</p>	A	様々な広報媒体を通じて相談窓口を案内した。引き続き、相談者にとってわかりやすい窓口案内に努めしていく。													
③自殺対策・孤独孤立対策・ひきこもり対策	(新)自殺に追い込まれそうになっている人のサインに気づき、必要な支援につなげる体制づくり	<p>【市民健康課】 府内自殺対策ワーキングメンバーや一般市民向けに、ゲートキーパー養成講座を実施し、自殺や精神保健に関する正しい知識の普及啓発を行った。（開催数8回、参加者数163人）</p> <p>いきるを支える相談会（対象者：「鎌倉スマイルフードプロジェクト」に来所した者で、アンケートの項目「体調に不安がある・気持ちがふさぐことがある」に該当する相談希望者）で、健康相談を切り口に生きづらさの背景にある様々な相談に応じ、必要な支援につなげた。（開催数6回、相談者数16人）</p>	B	<p>ゲートキーパー養成講座では、各回講座参加者に合わせ内容を工夫し、アンケートにより満足度や自殺に関する理解が深まったと評価できたため。今後も、地域の理解を深めるために地道に講座を継続していく。</p> <p>いきるを支える相談会では、自殺に至る要因を複数持っている方の相談需要があったため。困りごとはっきりしている方向けの支援の窓口は多くあるが、そうでない方が気持ちを表出できる場は少ないため、今後も継続していく。</p>												

	<p>(新)孤独孤立対策官民連携プラットフォームによる交流の促進及び取組の創発</p>	<p>【福祉総務課】 孤独・孤立対策推進法の施行にあわせ、令和6年4月に鎌倉市版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「人と地域がつながるプラットフォームかまくら（通称ここかま）」を設立した。市内で孤独・孤立対策に資する活動をしている各団体へのヒアリングを実施したほか、団体向けプラットフォーム創設記念イベントとして講演会及び団体交流会を開催。プラットフォームへの参加を呼びかけた。 ・ヒアリングの実施…9団体 ・イベントの開催…参加団体数 26団体 ・プラットフォームへの参加団体…21団体</p>	A	孤独孤立対策に資する活動を行う 21 の市民団体等がプラットフォームへ参画した。今後はさらに団体を増やすことで機運を高めつつ、官民連携による孤独・孤立のゼロ次予防となる取組を創発していく。
	<p>(新)ひきこもりの状態にある方やその家族等に対する相談支援や居場所の提供</p>	<p>【生活福祉課】 ・新規支援ケース数/支援ケース数 28件/60件 ・総支援件数 1,515件 ・市民等向け講演会 1回開催 ・ひきこもりの当事者や家族の方向けの居場所の開所 計 56回</p>	A	ひきこもりの状態にある方やその家族等からの相談に対して、各々の状況に応じた支援を行った。また、定期的に居場所の提供を行い、毎週来所する利用者もできた。引き続き、市ホームページやSNSで窓口情報の広報・周知に取り組み、未だ窓口につながっていない方に支援を届けられるよう、関係機関等との連携を行っていく。
<p>④人権尊重の視点に立った情報モラルの啓発と教育</p>	<p>インターネットによる人権侵害が生じないための啓発</p>	<p>【地域共生課】 SNSでの人権侵害について、モニター広告、広報、LINE、パネル展での啓発を行った。</p>	A (B)	様々な機会を捉え啓発活動を行っているため。更に頻度を上げ実施する必要がある。
	<p>(新)小・中学校におけるI C T 教育を通じ、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めながら、インターネット上における人権侵害が生じないようにするための啓発と教育</p>	<p>【教育指導課】 各小・中学校の情報機器活用状況に応じて、GIGAワークブックかまくらを活用し、情報セキュリティ、多様な考え方の存在、他者尊重、アンコンシヤスバイアス等について学習した。</p>	B	情報技術の革新に合わせ、今後も正しい情報活用能力や情報モラルが身につくよう、学習に取り組んでいく必要がある。

(2) 暴力の根絶と人権

特に重要な取組	事業内容	令和6年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等																
①あらゆるハラスメント行為の根絶	(新) 職場や地域、家庭など、様々な場面におけるハラスメント防止のための啓発及び相談支援	【商工課】 ちらしの配架、広報紙及びホームページにて情報を周知した。 また、働くことに関するハラスメントの相談窓口として、対面での労働相談を月2回、メール労働相談を随時受け付けた他、働く人のためのメンタルヘルス相談を月1回実施した。 その他、県と共に街頭労働相談を2回実施した。	A	国県等からのハラスメント防止に係るちらしの配架、ホームページ更新等、予定していた事業は計画通り達成した。今後も積極的に情報周知を図っていく。 また、労働相談及びメンタルヘルス相談についても継続していく。																
		【コンプライアンス課】 職員を対象に、コンプライアンス研修の中でハラスメント防止について講義した。 ・新採用職員/追研修含む(93名) ・昇任2級職員(40名) ・2級職員/選択制(5名) ・新任会計年度任用職員(132名) ・職場別研修対象職員(16名) 相談窓口の周知を行った。 ・庁内のイントラネットに掲載(計4回) ・庁舎内の個室トイレに掲示	B	ハラスメントの防止に係る評価は、定量評価がなじまないが、職員の相談窓口の認知度については、令和6年度職員意識調査の結果、91.9%の職員が知っていると回答しており、概ね認知されている。 研修を繰り返し行うことや、相談窓口の周知、その他の情報提供等により、継続してハラスメントの防止についての意識付けを図っていく必要がある。																
②配偶者等に対する暴力の根絶	男女共同参画社会実現を阻害する暴力行為を根絶するためのDV及びデートDV等の防止、被害者の保護・自立に向けた支援	【地域共生課】 面接及び電話により合計752件の女性相談を受けた。 結果的に一時保護には至らなかったが、緊急案件に対し関係課や機関と連携して相談者の意向を重視しつつ可能な支援を行った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和6年度</th><th>令和5年度</th><th>令和4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面接相談件数</td><td>116件</td><td>104件</td><td>102件</td></tr> <tr> <td>電話相談件数</td><td>636件</td><td>499件</td><td>274件</td></tr> <tr> <td>相談件数のうち、一時保護件数</td><td>0件</td><td>1件</td><td>2件</td></tr> </tbody> </table>		令和6年度	令和5年度	令和4年度	面接相談件数	116件	104件	102件	電話相談件数	636件	499件	274件	相談件数のうち、一時保護件数	0件	1件	2件	A(A)	DV、夫婦間の問題に加え、経済的な困窮、将来への不安やストレスなど、複合的な課題を抱える相談が増加したが、適切に対応したことによる。 今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った支援に努める必要がある。
	令和6年度	令和5年度	令和4年度																	
面接相談件数	116件	104件	102件																	
電話相談件数	636件	499件	274件																	
相談件数のうち、一時保護件数	0件	1件	2件																	
暴力を許さない社会意識の醸成に向けた啓発	【地域共生課】 AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間、女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、広報、LINE、ホームページ、市役所ロビーのポスター展示で周知・啓発を行った。 	A(A)	令和5年度に引き続きパープル・ライトアップ等新たな啓発活動を行った。引き続き、SNS等で周知啓発していく。																	

③性犯罪・性暴力の根絶	(新)性犯罪・性暴力防止に向けた意識啓発及び相談窓口などの情報提供	【地域共生課】 「若年層の性暴力被害予防月間」等被害防止月間、女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、広報、LINE、ホームページ、市役所ロビーのポスター展示で周知・啓発を行った。	A	様々な機会を捉え啓発活動を行っているため。更に頻度を上げ実施する必要がある。
-------------	-----------------------------------	--	---	--

2 分野別施策

- ジェンダー、子ども、高齢者、障害者などの現状と課題を分野別に整理し、人権尊重の観点から、施策を推進していくための方向性と取組を示します。

(1) ジェンダー平等と人権

特に重要な取組	事業内容	令和6年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等						
①あらゆる分野において女性の参画を進めるため、審議会等附属機関への女性委員登用を推進	審議会等附属機関への女性委員登用を推進	<p>【地域共生課】</p> <p>令和7年4月1日時点における審議会等女性委員登用状況調査では、72の審議会等のうち52が目標を達成し（達成率72.2%）、令和6年4月1日時点の達成率69.2%を上回った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和7年</th> <th>令和6年</th> <th>令和5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>72.2%</td> <td>69.2%</td> <td>68.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（各年4月1日現在、前年度中に開催実績がなかった審議会等を除く）</p>	令和7年	令和6年	令和5年	72.2%	69.2%	68.1%	A (A)	令和4年7月に「鎌倉市における審議会等への女性委員の登用推進要綱」を改正し、各部の目標達成率を把握するなど推進体制をより強化したため。
令和7年	令和6年	令和5年								
72.2%	69.2%	68.1%								
事業所や各種団体等に対する女性の職域拡大推進のための啓発	<p>【商工課】</p> <p>勤労者や市内の労働組合・団体等に、女性の職域拡大に繋がるスキルアップセミナー（在職者訓練）に関する情報や女性の就労相談等の周知のため「かまくら勤労市民ニュース」を年3回発行した他、鎌倉市企業・求人情報発信サイトWorker's stationにおいて広く市民に周知を行った。</p>	A (A)	国や県等から収集した情報を勤労市民ニュース（年3回発行）の他、鎌倉市企業・求人情報発信サイトWorker's stationにおいて広く市民に女性の職域拡大推進のための啓発を行った。							
②固定的性別役割分担意識の是正	固定的性別役割分担意識の是正に向けた啓発	<p>【地域共生課】</p> <p>男女共同参画週間に合わせ、広報、LINE、ホームページ、市役所ロビーのポスター展示、モニター広告で周知・啓発を行った。</p> 	B (B)	機会を捉えて一定程度の発信を行ったことによる。より様々な世代への発信を意識しながら、引き続き、ジェンダー平等について情報発信を行う。						
	(新)ワーク・ライフ・バランスのための環境づくり	<p>【商工課】</p> <p>令和5年度からスタートした「鎌倉市商工業振興計画（働くまち推進計画）」に基づき、職住近接によりワーク・ライフ・バランスを整え、このことで生じた新たな時間を自分や家族のために有効活用することで、豊かなライフスタイルを送ることができる「働くまち鎌倉」の実現を目指し、諸施策を推進している。</p> <p>【職員課】</p> <p>令和6年度は仕事子育て両立支援研修を実施することで、男女問わず仕事とプライベートを両立し、いきいきと働くことができる環境にしていくための考え方を学んだ。</p> <p>2回（主事級4年目、新任課長を対象）</p>	A	引き続き、「鎌倉市商工業振興計画（働くまち推進計画）」に登載した諸施策を推進する。						
			B	研修のアンケート結果から、受講者の理解が深まったことが読み取れ好評であったため、令和7年度も仕事子育て両立支援研修を実施し、意識の是正、意識啓発に努めていく。						

③困難な問題を抱える女性への支援	(新)複合的な課題を抱える女性への支援体制の充実、関係機関との連携	【地域共生課】 関係課や関係機関と連携して相談者の意向を重視した支援を行った。	A	相談者の状況や緊急度に応じ、関係課や関係機関と連携し対応したため。今後とも関係課等との連携を密にしてことで、相談者の安全を確保できるよう努力する。
------------------	-----------------------------------	--	---	---

(2) 子どもの人権

特に重要な取組	事業内容	令和6年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
①子どもの権利や安全の確保	(新)「こども基本法」「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」の周知等、子どもの人権尊重や擁護に関する啓発	【こども支援課】 ・子どもの権利やヤングケアラーについての啓発イベントを、冒険遊び場利用者などの親子等を対象に2回実施し、約30名が参加した。 ・職員向け研修において「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」の内容等についての説明を行った。 ・こども基本法に基づく「鎌倉市こども計画」の策定にあたり市民参加型共創プラットフォームによる意見を募集するため、小中学校に周知を行ったほか、放課後かまくらっ子等において直接意見を聴取する機会を設け、57件の意見が寄せられた。 ・「鎌倉市こども計画」の中で、ライフステージに共通した取組みとして「こども・若者の権利と主体性・多様性の尊重及び意見の反映」を主要施策に位置づけた。	B	子どもの権利や意見反映に関する啓発は今後もますます重要になっていくと考えているため、学校等への周知活動を含め、機会をとらえて普及啓発に努めていく。
	(新)家庭や地域など生活する場ごとに子どもの権利を保障する仕組みづくり	【こども支援課】 ・子どもの権利やヤングケアラーについての啓発イベントを、冒険遊び場利用者などの親子等を対象に2回実施し、約30名が参加した。 ・こども基本法に基づく「鎌倉市こども計画」の策定にあたり市民参加型共創プラットフォームによる意見を募集するため、小中学校に周知を行ったほか、放課後かまくらっ子等において直接意見を聴取する機会を設け、57件の意見が寄せられた。 ・こども基本法に基づき策定した「鎌倉市こども計画」の中で、計画の実現に向けた原則に「こども・若者の権利を保障し、意見を尊重する」を位置づけたほか、ライフステージに共通した取組みとして「こども・若者の権利と主体性・多様性の尊重及び意見の反映」を主要施策に位置づけた。	B	「鎌倉市こども計画」における各主要施策の進行管理を通して、権利が保障されているか確認していく。
	(新)人格を持った個人として子どもを尊重する意識の醸成	【地域共生課】 子どもの人権110番強化週間に合わせ、広報、市役所ロビーのポスター展示、モニター広告で子どもの権利条約等を周知した。	A	機会を捉えて一定の発信を行い概ね実施できたが、引き続き周知・啓発に努める。 子ども相談窓口カードの配布と併せ、夏休み期間にSNS等を活用した相談しやすい情報を提供し、更なる相談窓口の周知を図る。

	<p>(新)ヤングケアラーの理解促進と支援体制の充実</p>	<p>【こども家庭相談課】 関係機関、関係団体等との連携強化を図るため、ヤングケアラーコーディネーターを配置するとともに、令和6年7月に関係団体やヤングケアラーの交流の場を開設した(月2回開催)。また、市内中学校・高校に児童生徒数相当のリーフレットを配布するなどして、ヤングケアラーに関する知識の啓発に努めた。</p> <p>【ヤングケアラー交流の場利用者数】 大人27人 子ども51人 学校へのリーフレット配布枚数 約5,400枚</p>	A	ヤングケアラーへの意識啓発を引き続き行うとともに交流の場については、より利用されるよう関係団体等とも連携し周知を図っていく。																												
	<p>子どもの意見を聞く機会の確保と意見の尊重</p>	<p>【こども支援課】 ・こどもの権利やヤングケアラーについての啓発イベントを、冒險遊び場利用者などの親子等を対象に2回実施し、約30名が参加した。 ・こども基本法に基づく「鎌倉市こども計画」の策定にあたり市民参加型共創プラットフォームによる意見を募集するため、小中学校に周知を行ったほか、放課後かまくらっ子等において直接意見を聴取する機会を設け、57件の意見が寄せられた。 ・「鎌倉市こども計画」の中で、ライフステージに共通した取組みとして「こども・若者の権利と主体性・多様性の尊重及び意見の反映」を主要施策に位置づけた。</p>	B (B)	令和7年度も機会をとらえて意見を聞く機会の確保に努めるとともに、子どもの意見反映に関する事例収集や情報提供を行い、全庁における意識の醸成に努めていく。																												
<p>②児童虐待の未然防止策と対応の充実</p>	<p>「鎌倉市要保護児童対策地域協議会」における児童虐待未然防止、早期発見と早期対応の推進</p>	<p>【こども家庭相談課】 「鎌倉市要保護児童対策地域協議会」においては、各種会議を開催し、「こどもと家庭の相談室」では専任の相談員が電話及び面接による相談を実施した。第2・第4土曜日及び第4水曜日の夜間(午後8時まで)にも相談を行った。</p> <table border="1" data-bbox="541 1192 1002 1260"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議回数</td> <td>51回</td> <td>74回</td> <td>75回</td> </tr> </tbody> </table> <p>・「代表者会議」を7月に1回開催した。 ・相談件数:335件(うち虐待相談件数76件)</p>		令和6年度	令和5年度	令和4年度	会議回数	51回	74回	75回	A (A)	代表者会議のほか、実務者会議についても定期的に開催し、要対協内での他機関連携の重要性について周知を図る。また、土曜日や夜間の相談体制を継続し、子育て支援サービスにつなげる必要のある家庭を中心に、より細やかな相談対応をしていく。																				
	令和6年度	令和5年度	令和4年度																													
会議回数	51回	74回	75回																													
	<p>虐待防止意識の啓発</p>	<p>【こども家庭相談課】 年間を通じ、ホームページ、パンフレット、ポスター等で市民への周知を図るとともに11月の児童虐待防止推進月間には広報かまくらに啓発記事を掲載して周知を図った。 また、こどもと家庭の相談室では、土曜相談や夜間相談を実施し、相談の機会の拡充を図った。子育て支援講座については、ベビープログラム講座を3クール実施した。 子育て支援センター利用者数は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="541 1641 1002 1888"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鎌倉</td> <td>11,204人</td> <td>11,533人</td> <td>8,238人</td> </tr> <tr> <td>深沢</td> <td>7,637人</td> <td>8,052人</td> <td>5,633人</td> </tr> <tr> <td>大船</td> <td>9,845人</td> <td>9,968人</td> <td>5,586人</td> </tr> <tr> <td>玉縄</td> <td>11,553人</td> <td>11,190人</td> <td>7,304人</td> </tr> <tr> <td>腰越※</td> <td>4,067人</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>44,336人</td> <td>40,743人</td> <td>26,761人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和6年7月開所</p>		令和6年度	令和5年度	令和4年度	鎌倉	11,204人	11,533人	8,238人	深沢	7,637人	8,052人	5,633人	大船	9,845人	9,968人	5,586人	玉縄	11,553人	11,190人	7,304人	腰越※	4,067人	-	-	合計	44,336人	40,743人	26,761人	A (A)	子育て講座を継続的に実施することができた。子育て支援センターを運営する団体と協議しながら事業の充実等を図り、より利用しやすい子育て支援センターを目指していくとともに児童虐待の未然防止等を図っていく。
	令和6年度	令和5年度	令和4年度																													
鎌倉	11,204人	11,533人	8,238人																													
深沢	7,637人	8,052人	5,633人																													
大船	9,845人	9,968人	5,586人																													
玉縄	11,553人	11,190人	7,304人																													
腰越※	4,067人	-	-																													
合計	44,336人	40,743人	26,761人																													

③子どもの貧困対策	(新)ひとり親家庭をはじめとする支援体制(教育、経済面等)の充実	<p>【こども家庭相談課】 ひとり親家庭自立支援員として専任の相談員を2名配置し、相談を実施した。 また、大学進学支度金の給付及び家賃助成等を実施し、教育や経済面の支援体制の充実を図った。 令和6年度からの事業として夏季休暇期間の食料支援としておこめ券の配布を実施した。 【ひとり親家庭自立支援員による相談件数】 459件 【大学進学支度金】 100,000円×43件=4,300,000円 【家賃助成】 155件 13,560,000円 【夏季休暇期間の食料支援(おこめ券の配布)】 児童 303人分 </p>	A	令和6年度からの新規事業や制度拡充を行い、支援体制の拡充を図ることができた。今後も、事業や相談体制の拡充を検討し、より細やかな支援体制を図っていく。												
④いじめ対策・相談体制の充実	児童・生徒が、安心して充実した学校生活を送るために啓発と相談体制の推進	<p>【教育センター】 幼児から青少年(主に学齢期)までの教育相談件数7,769件、保護者・本人等相談人数818人、 (前年度:教育相談件数3,333件、相談人数550人) 教育相談員の小学校派遣は月3日。</p> <table border="1" data-bbox="541 871 1002 968"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>7,769件</td> <td>3,333件</td> <td>3,147件</td> </tr> <tr> <td>相談人数</td> <td>818件</td> <td>550件</td> <td>488件</td> </tr> </tbody> </table>		令和6年度	令和5年度	令和4年度	相談件数	7,769件	3,333件	3,147件	相談人数	818件	550件	488件	A (A)	電話だけでなくwebやメールを活用した相談体制を構築し、相談しやすい仕組みづくりを行っている。今後は、教育相談員の小学校への派遣回数を増やし、相談者の利便性を向上させる必要がある。
	令和6年度	令和5年度	令和4年度													
相談件数	7,769件	3,333件	3,147件													
相談人数	818件	550件	488件													
<p>【地域共生課】 市内の公立小・中学校の全生徒を対象に、人権に関する相談窓口の電話番号を記したカードを作成し配布した。(配布数:18,375部)また、ポスターを作成し、各学校に配布した。</p>	A (A)	カードにQRコードを表示したことにより相談に繋がりやすくなった。夏休み後に登校の不安が顕在化する傾向があるため、引き続き、夏休み前に児童・生徒へ配布していく。														
<p>【こども家庭相談課】 こころの健康のための相談先をまとめた「かまくらっ子おまもりカード」を窓口及びいのちの教室で配布。</p>	A (A)	引き続き実施していく。														
(新)端末を利用した「子どもSOS相談フォーム」やいじめ相談専用の「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」等を活用した相談方法の充実及び早期対応の推進	【教育センター】 市内在住・在学の小・中学生とその保護者等電話相談20件、Web相談8件、SOS相談フォーム40件 (前年度:電話相談25件、Web相談3件、SOS相談フォーム39件) いじめ相談ダイヤル:平日9時~17時		B	いじめ相談ダイヤルの番号やweb相談フォームの案内を記載した教育センター相談室のリーフレットを各学校に配付、周知したことで、web相談の件数は前年度より増加した。Web相談を含め、より多くの子どもが利用しやすくなるよう、継続的に周知を行っていく必要がある。												

	専門的な知識や技能を持つスクールソーシャルワーカー等による児童・生徒の生活環境面への支援	<p>【教育センター】</p> <p>児童・生徒の生活環境面への支援、関係機関とのネットワークの構築</p> <p>対象人数 263 人、相談件数 2,520 件 (前年度：対象人数 38 人、延べ相談件数 500 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和6年度</th><th>令和5年度</th><th>令和4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援対象者数</td><td>263 人</td><td>38 人</td><td>47 人</td></tr> <tr> <td>支援件数</td><td>2,520 件</td><td>500 件</td><td>502 件</td></tr> </tbody> </table> <p>令和 6 年度から SSW を 3 名増員したため、対応件数が大幅に増加</p>		令和6年度	令和5年度	令和4年度	支援対象者数	263 人	38 人	47 人	支援件数	2,520 件	500 件	502 件	B (B)	専門的な知識を持つスクールソーシャルワーカーを 3 名増員配置したこと、関係機関と連携した支援を行うことができた。
	令和6年度	令和5年度	令和4年度													
支援対象者数	263 人	38 人	47 人													
支援件数	2,520 件	500 件	502 件													
⑤ 多様な学びの場の保障	(新)校内フリー スペースの充実、学びの多様化学校（不登校特例校）の設置など、不登校児童生徒のニーズ、環境に応じた多様の学びの場づくり	<p>【学びみらい課】</p> <p>校内フリースペースの整備 9 校（小学校 5 校、中学校 4 校）を行った。</p> <p>学びの多様化学校（鎌倉市立由比ガ浜中学校）の令和 7 年 4 月開校に向けて 31 名の転入学を認めた。</p> <p>不登校児童生徒を対象に、かまくら ULTLA プログラムを実施し、合計 39 名（海のプログラム 19 名、森のプログラム 20 人）の参加があった。</p>	A	<p>どの事業もスケジュール通りに遂行できた。</p> <p>学びの多様化学校については、今後多数の転入学の希望が出ることを想定しつつ、必要に応じて転入学のプロセスを見直していく。</p> <p>かまくら ULTLA プログラムの実施日を令和 7 年度は 4 日間（令和 6 年度は 6 日間）に短縮するが、充実度は変わらないよう工夫する。</p>												
	(新)フリースクール等民間機関等との連携	<p>【教育センター】</p> <p>フリースクールと学校、関係機関の連絡会を開催した。</p> <p>実施日：4 月 23 日</p> <p>内容：鎌倉市の不登校等の状況について（情報提供）、グループ協議（「不登校児童生徒の現在の対応について 学校とフリースクール等のそれぞれの課題」「不登校児童生徒にとって、今後必要だと考えること」）</p>	A	<p>市の課題について共有し、課題解決に向けたネットワークづくりができた。また、フリースクールに通う児童生徒の様子について、学校関係者と共有することができ、フリースクールへの理解や連携を深めることにつながった。引き続き情報共有を行い、連携を深めていく。</p>												
		<p>【青少年課】</p> <p>フリースクール連絡協議会に参加した。</p>	B	フリースクール連絡協議会を通じて認定施設との連携をこれからも図っていきたい。												

(3) 高齢者の人権

特に重要な取組	事業内容	令和6年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
① 高齢者虐待防止対策の推進	高齢者虐待防止の周知・啓発の推進	<p>【高齢者いきいき課】 介護保険事業者職員向けに虐待防止研修を2回開催した。</p> <p>また、本庁舎ロビーや地域イベント等において、パンフレット配布、パネル掲示などを行い、虐待防止についての周知・啓発を図り、早期発見・早期対応に努めた。</p> 	B (B)	引き続き、様々な機会を捉えて、周知・啓発に努めていく。
	(新)高齢者への虐待対応や防止における地域や関係機関等による高齢者本人・家族の支援と連携協力体制の充実	<p>【高齢者いきいき課】 虐待の事例に対して、状況確認を行い、関係機関と個別に連携を図るだけではなく、必要に応じてケース会議を開催し、高齢者本人や家族への具体的支援を行った。</p>	B	引き続き、関係部署・機関と連携を図り、高齢者本人・家族への支援を行っていく。
② 成年後見制度の利用促進	判断能力が不十分な人の権利を保護するための成年後見制度の周知・啓発	<p>【高齢者いきいき課】 成年後見センターにより、市民や関係機関向けに成年後見制度の利用や権利擁護に関する研修会等を6回開催し、計140名が参加した。</p> 	B (B)	引き続き、普及啓発のための市民向け講演会や事業者向け研修会を実施する。

<p>成年後見制度の利用支援、弁護士等による専門相談などの「成年後見センター」の運営や、市民後見人の養成など、成年後見制度の利用促進に向けた取組の推進</p>	<p>【高齢者いきいき課】 市内 10箇所の地域包括支援センター及び成年後見センターが成年後見制度の相談業務を行った。成年後見センターでは、弁護士、司法書士、行政書士又は社会福祉士による専門相談を定期的に行った。 成年後見センターでの相談件数は 344 件で、うち専門相談は 13 件であった。地域包括支援センターでの相談は 376 件であった。 また、市民や関係機関向けに成年後見制度の利用や権利擁護に関する研修会等を 6 回開催し、計 140 名が参加した。</p> <table border="1" data-bbox="544 579 1005 747"> <thead> <tr> <th></th><th>令和 6 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 4 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年後見センター 相談件数</td><td>344 件</td><td>294 件</td><td>362 件</td></tr> <tr> <td>包括支援センター 相談件数</td><td>376 件</td><td>320 件</td><td>259 件</td></tr> <tr> <td>講座・研修会</td><td>6 回</td><td>7 回</td><td>10 回</td></tr> </tbody> </table>		令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	成年後見センター 相談件数	344 件	294 件	362 件	包括支援センター 相談件数	376 件	320 件	259 件	講座・研修会	6 回	7 回	10 回	<p>B (B)</p>	<p>引き続き、士業による専門相談対応、支援機関職員による個別相談対応を行う。</p>
	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度																
成年後見センター 相談件数	344 件	294 件	362 件																
包括支援センター 相談件数	376 件	320 件	259 件																
講座・研修会	6 回	7 回	10 回																
<p>(新)中核機関である成年後見センターを中心に、成年後見制度に関わる相談機関や専門職、司法機関等から構成される協議会を通じた地域の連携ネットワークの構築</p>	<p>【高齢者いきいき課】 成年後見制度利用促進協議会を 3 回開催し、成年後見制度の関係機関との連携及び情報共有を推進し、地域連携ネットワークの強化に努めた。</p>	<p>B</p>	<p>成年後見制度利用促進協議会を通じて、地域連携ネットワークの強化に努めしていく。権利擁護支援に携わる関係機関と意見交換をして、成年後見制度利用促進の取組の充実を図っていく。</p>																
<p>③ 地域ケア体制の充実</p>	<p>地域包括支援センターの機能の充実と質の確保</p>	<p>【高齢者いきいき課】 地域包括支援センターでは、「高齢者のよろず相談所」として、介護に関する相談や、日々の暮らしにおける悩み事などに対応し、必要な支援を行った。また、地域包括支援センターのチラシや鎌倉市シニアガイドによる周知を図った。地域包括支援センターの業務が効果的・効率的に運営されているか等について、自己点検、自己評価、ヒアリングによる事業評価を実施した。</p>	<p>B (B)</p>	<p>令和 6 年度から 2 つの地域包括支援センターで人員を増員させ、体制を強化した。引き続き、地域包括支援センターと連携し、高齢者・家族への支援を行うとともに業務が効果的・効率的に運営されるよう事業評価を実施していく。</p>															
	<p>関係機関・関係団体等のネットワーク強化による、地域における支援体制の充実</p>	<p>【介護保険課】 高齢者が住みなれた地域で安心して過ごせるよう、地域の医療・介護関係者の「顔の見える関係づくり」を目的とした「多職種ミーティング」をオンラインで 2 回開催し、多職種連携のあり方について検討した。延 163 名の参加があった。 また、認知症の方の意思決定支援や人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）をテーマに多職種研修会を開催し、延 246 名の参加があった。</p>	<p>B (B)</p>	<p>多職種ミーティングや研修会を通して、関係者間の理解促進や関係づくりは図られている。また研修を通して、高齢者の人権に関する学びも深められたと考える。 課題として、新規参加者の獲得や小地域単位でのネットワークづくりの促進などがある。</p>															
<p>④ 認知症の人を支える体制づくり</p>	<p>(新)認知症やその予防も含めた知識等の普及・啓発</p>	<p>【高齢者いきいき課】 身近な相談窓口となる地域包括支援センターについて、鎌倉市シニアガイド等で周知を図った。 また、地域包括支援センターや窓口において、認知症やその予防にかかる講座等のチラシを配架し、周知に努めた。</p>	<p>A</p>	<p>引き続き、地域包括支援センターについての周知を積極的に図るとともに、認知症やその予防についての普及啓発を関係各所と連携しながら努めていく。</p>															

	<p>【介護保険課】</p> <p>〈認知症サポーター養成講座〉</p> <p>認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、できる範囲で支援する人材を育成するための講座を実施した。(48回、1,436人)</p> <p>〈認知症ステップアップ講座〉</p> <p>認知症サポーター養成事業の講座修了者の認知症に関する基礎知識・理解を深めるための講座を実施した。(3回、158人)</p> <p>〈認知症ケアパス〉</p> <p>認知症に関する正しい理解や、市の認知症施策、サービス等の情報提供をはかるためリーフレットを作成し、行政機関や市内スーパー・薬局等に配架(約60カ所)。認知症サポーター養成講座受講者に配付した。(R6年3,000部増刷)</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・市民公募の公開講座に加え、市内の小中学校・大学・企業・地域の団体等、幅広い世代を対象に、認知症サポーター養成講座を実施した。 ・9月のアルツハイマー月間には、認知症当事者と小規模多機能型居宅介護事業所の職員を講師として招き、認知症当事者と支援者の視点から、認知症に対してより深い理解を参加者に促すよう、ステップアップ講座を実施した。 ・認知症当事者やその家族等、支援を必要とする人が、相談先やサービスに早期に繋がることができるよう、広く市内に認知症ケアパスを約2,900部配架することができた。 ・今後の課題として「新しい認知症観」に基づき、認知症になってからも、当事者が住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって暮らし続けることができるような支援を引き続き行っていく。さらに、認知症予防の運動を含めた普及啓発を実施していく。
<p>(新)認知症本人への支援や認知症になっても地域で暮らせる支援体制の構築</p>	<p>【高齢者いきいき課】</p> <p>各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、関係機関と連携を図ることで早期解決に向けて集中的な支援を行った。</p> <p>認知症高齢者を支える家族への負担軽減をするため、認知症高齢者等早期発見支援事業や徘徊高齢者SOSネットワークシステムの利用促進を図った。認知症高齢者等早期発見支援事業の利用者数は24件(R7.1.1時点)、SOSネットワークシステムの登録者数は計176人(R7.1.1時点)であった。</p> <p>また、令和7年1月から認知症高齢者等見守りシール利用事業を開始し、鎌倉市徘徊高齢者SOSネットワーク登録者に事業案内及び申請書を送付するとともに、関係機関への周知に努めた。(令和6年度申請者数32人)</p>	B	<p>引き続き、認知症地域支援推進員とともに地域の認知症に関する課題を共有し、早期解決に向けた支援体制の構築に努める。</p> <p>認知症高齢者を支える家族への負担軽減のための事業については、地域包括支援センターや関係機関とも連携し、利用促進を図るために周知に努める。</p>

		<p>【介護保険課】 〈認知症初期集中支援事業〉 認知症が疑われる人やその家族に対し、専門職が訪問等を行い、包括的、集中的に関わり、認知症の専門医療機関への受診や医療機関への継続的な受診、適切な介護保険サービスの導入、本人及び家族への助言等の支援を行い、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援した。(利用者:1人) 〈オレンジカフェ〉 認知症の人に限らず、家族や地域住民、専門職が集い、交流する場として周知(ガイド作成)や主催者団体の支援を行った。(市内8カ所)</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の使いづらさがあり、相談5件に対し利用は1件であった。より利用しやすくするために、各地域包括支援センターと連携し、体制を整えていく。 ・オレンジカフェの認知度を上げるため、地域包括支援センターが、市内のオレンジカフェにインタビューを行い、参加者の声や、実際の活動写真、アピールポイント等をガイドに掲載し、よりわかりやすい内容に刷新できた。令和7年度に配布するが、必要な方に情報が届くための配布方法・場所などが課題となっている。
⑤ 高齢者の社会参加、就労の促進	(新)高齢者雇用促進事業やシルバー人材センターを活用した就労機会の充実	<p>【高齢者いきいき課】 高齢者の就労ニーズにそった就業機会を提供し、健康と生きがいの充実及び社会参加を図ることで、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とするシルバー人材センターへ、センター運営費補助等を行い、支援した。 会員数482人(令和7年3月末時点)</p>	B	引き続き、高齢者が社会でいきいきと活躍していくよう、就労ニーズにそった就労機会を提供しているシルバー人材センターを支援していく。
		<p>【商工課】 高齢者も対象とした相談窓口の開設、企業開拓、合同就職説明会を実施した。就労支援システム(GBER)を利用し、新たな就労支援に取り組んだ。</p>	A	高齢者の就労促進に係る事業を計画通り達成した。今後も就労相談や合同就職説明会等雇用促進に係る事業を継続していく。
	(新)老人クラブの充実や地域活動団体への支援	<p>【高齢者いきいき課】 老後の生活を豊かなものにし、明るい長寿社会づくりに資することを目的として活動している単位老人クラブ50団体へ運営費補助を行うとともに、高齢者の福祉増進を図ることを目的としたみらいふる鎌倉(鎌倉市老人クラブ連合会)の運営費を補助し、支援した。</p>	B	予定していた事業はおおむね実施できたが、単位老人クラブ数は減少傾向にある。
	(新)老人福祉センターの充実や多世代交流の促進	<p>【高齢者いきいき課】 老人福祉センターにおいて、学生団体と協働し、「スマホ教室」を16回、「eスポーツ大会・けん玉パフォーマンス&教室」及び「そば打ち教室」を各1回実施した。 その他、概ね月に1回、多世代交流に係る講座・イベントを5施設で実施しており、計56回で延863名の参加者があった。</p>	B	スマホ教室、そば打ち教室は多世代の交流を生むことができたが、eスポーツ大会は高齢者の参加が少なく、テーマや手法の検討が必要。

(4) 障害者の人権

特に重要な取組	事業内容	令和6年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
① 障害者への理解の促進	障害や障害者に対する理解を進めるための啓発事業や交流事業の推進	<p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設や団体が障害者の手作り品やお菓子を販売する「ふれあいショップ」を市役所ロビー(週2回程度)及び大船駅前(年1回)にて開催した。 ・精神保健福祉講演会「『支える人をひとりにしない』～ケアを担う子どもとその家庭で何が起きているのか～」を開催した(参加者111人)。 ・市民向け講演会「小さな『備える』一緒に始めてみませんか～障害当事者目線でこれから暮らしを考える～」を開催した(参加者113人)。 ・障害者差別解消に関する取り組みとして、障害者差別解消法リーフレット及び障害理解のためのパンフレットを、窓口に配架、配布した。 ・鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、障害者差別解消に関する取り組みについて協議を行うとともに、小中学生向けの障害者差別解消に関するチラシを作成した。 ・障害者理解に関する記事を広報かまくら及び衛生時報に掲載し、周知に努めた。(広報かまくら令和6年10月号、衛生時報令和6年12月号・とともに市内全世帯に配布) 	A (A)	<p>障害者への理解の促進に関する取り組みを計画通りに実施できた。</p> <p>各取組に関する課題等は下記のとおり。</p> <p>〈ふれあいショップ〉 後援事業として、定期的に開催できており、障害のある方の社会参加の場の提供及び障害や障害者理解に対する啓発事業を推進できた。</p> <p>〈講演会〉 市民等に向けた講演会を開催し、障害福祉への啓発事業を継続して実施できた。</p> <p>〈障害者差別解消〉 既存のリーフレット及びパンフレットに加えて新たに作成したチラシの配架・配布を実施する。課題としては、より一層の周知・啓発が必要である。</p>
		<p>【教育指導課】</p> <p>各小・中学校で共同及び交流学習を実施したほか、総合的な学習の時間等に福祉教育で点字やバリアフリー等の学習を実施した。</p>	B (B)	学習指導要領に則り、工夫をしながら効果的な学習を今後も進めていく。
(新)子どもの頃から互いの多様性を理解し、尊重することのできる「地域で共に学び、共に育つ」教育環境づくりの推進	(新)子どもの頃から互いの多様性を理解し、尊重することのできる「地域で共に学び、共に育つ」教育環境づくりの推進	【教育指導課】 各小・中学校への学校訪問や研修の機会を活用し、インクルーシブ教育の理念を周知するとともに、広く啓発を行った。また、障害の有無にかかわらず、個を認め合い、豊かに協働しあえるような児童生徒の育成を目指してインクルーシブ教育推進モデル事業を設計した。	B	設計したモデル事業に基づき、インクルーシブ教育推進のために必要かつ具体的なノウハウについて研究実践を進めていく。
② 障害者の虐待防止の推進	(新)障害者虐待防止センターを中心とした障害者虐待防止のための啓発、障害者虐待の未然防止・早期発見、本人や家族等への支援	【障害福祉課】 ・障害者虐待防止法に基づく「障害者虐待防止センター」を設置し、精神保健福祉士等による相談や通報に対応した(相談・受付件数:9件)。 ・児童虐待防止推進月間に合わせて、障害者虐待についても、本庁舎にて、パネル展示、パンフレット配布等、啓発に取り組んだ。	B	通報を受けて、関係者に話を聞くなど事実調査を行い、状況によって虐待の認定を行う、しかるべき機関につなぐ、経過観察を行う等の対応を行った。

③ 成年後見制度による障害者の権利擁護の推進	(新)知的障害や精神障害などにより物事を判断することが困難な方における成年後見制度の周知・啓発	<p>【障害福祉課】</p> <p>鎌倉市成年後見センターが成年後見制度の相談業務を行った。成年後見センターでは、弁護士、司法書士、行政書士又は社会福祉士による、専門性の高い相談窓口を月1回開設した。成年後見センターでの相談件数は、利用者支援事業319件、専門相談事業13件。</p> <p>また、市民や介護事業所職員向けに成年後見制度の利用や権利擁護に関する研修会や講演会を6回実施した。</p>	B	相談窓口を安定的に開設できたほか、講座・研修会も比較的多く開催できた。今後も引き続き取り組みを推進する。											
	成年後見制度の利用支援、弁護士等による専門相談などの「成年後見センター」の運営や市民後見人の養成などの成年後見制度の利用促進に向けた取組の推進	<p>【障害福祉課】</p> <p>平成26年7月1日 成年後見センター開設済み。親族が不在の場合の鎌倉市長による手続き（市長申立）や、経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な人のため、鑑定費用の助成及び後見人等への報酬費用の助成を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和6年度</th><th>令和5年度</th><th>令和4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長申立</td><td>0件</td><td>0件</td><td>1件</td></tr> <tr> <td>助成利用</td><td>11件</td><td>13件</td><td>8件</td></tr> </tbody> </table> <p>(障害福祉課分)</p>		令和6年度	令和5年度	令和4年度	市長申立	0件	0件	1件	助成利用	11件	13件	8件	B (B)
	令和6年度	令和5年度	令和4年度												
市長申立	0件	0件	1件												
助成利用	11件	13件	8件												
④ 障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	安心して暮らすことができるバリアフリー環境の整備	<p>【都市計画課】</p> <p>バリアフリー化未実施駅である、湘南モノレール湘南深沢駅のバリアフリー化に向けて、交通事業者と調整を行った。</p>	C (C)	<p>湘南モノレール湘南深沢駅は、平成30年度に湘南モノレールが工事着手を予定したことから、市では補助金の予算を確保していましたが、地盤改良等が必要となつたため、令和2年度に工事が延期された。</p> <p>その後新型コロナウイルスの影響による減収もあり、工事の時期については未定となっているが、バリアフリー化については、深沢地区土地区画整理事業の工事と連携を図りつつ、駅舎の改修に合わせ実施を予定しており、現在は、駅改修工事に係る設計に着手していると聞いている。</p>											
		<p>【道路課】</p> <p>歩道段差改善事業 11箇所</p> <p>特記事項：歩道段差解消は昭和54年度から371箇所実施した。その後基準の改定等により、平成16年度に再調査を行い、新たに806箇所が必要と確認されたため、17年度から第二次事業として実施している。</p>	B (C)	歩道段差の解消は、令和6年度末の整備率が60.3%であり、今後も順次整備していく予定である。しかし、限られた予算と職員により対応していくことになるため、全箇所完成するまでには、まだ年数を要する。											

	<p>【障害福祉課】</p> <p>重度障害者が障害の内容に合わせて、浴室・玄関・台所など住宅設備を改造する場合に、工事費用の一部を助成した。</p> <table border="1" data-bbox="541 316 1011 384"> <tr> <td></td><td>令和6年度</td><td>令和5年度</td><td>令和4年度</td></tr> <tr> <td>助成件数</td><td>2件</td><td>3件</td><td>5件</td></tr> </table>		令和6年度	令和5年度	令和4年度	助成件数	2件	3件	5件	B (B)	<p>障害者手帳交付時に住宅設備改修費の助成対象となり得る方へ制度の案内を行うなど、案内（周知）の機会を増やし、積極的に周知を図ることができた。障害者の在宅での生活に必要な施策であるため、今後も継続していく。</p>
	令和6年度	令和5年度	令和4年度								
助成件数	2件	3件	5件								
災害時や緊急時の障害者への情報提供や安全確保について関係機関との連携強化	<p>【総合防災課】</p> <p>避難行動要支援者名簿について、新規対象者への意向確認調査を行い更新した。また、更新した名簿を自治会町内会、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会へ提供した。</p>	B (B)	<p>制度未登録者や名簿未受領自治会町内会に対して制度の普及を行い、連携強化を図る。</p>								
	<p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市障害者支援協議会地域支援部会が企画した避難マップを配布した。 ・避難行動要支援者への災害時個別避難計画作成に向けた検討を行った。 	B (B)	<p>避難マップについては、作成から時間がたち、更新も難しい状況であるため、積極的な活用ができておらず、新たな情報発信手段の検討が必要。</p> <p>避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成について、令和7年度以降の制度化に向けて検討を進める。</p> <p>引き続き消防本部・防災担当部局等の関係機関と連携し、災害時における安全確保に向けた情報共有を図る。</p>								
避難所における障害者や障害特性に応じた対応の充実	<p>【総合防災課】</p> <p>福祉避難所として6施設（養護学校と老人センター）を設けている。また、福祉避難所運営訓練に参加するなど、各種避難所との連携強化を図った。</p>	C (C)	<p>福祉避難所については、運営訓練の参加など関係者等との更なる連携を図る必要があるためC評価とした。今後は避難所資機材の拡充など、避難所に係る施策の充実を図る。</p>								
	<p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡先、利用施設、医療に係る情報を記載できる「緊急時あんしんカード」を手帳交付時に配付した。 ・県が作成しているヘルプマークを配布した（令和6年度 694 個配布）。 	A (B)	<p>ヘルプマークの認知度の向上に貢献した。今後も障害者が安心して過ごせるよう、関係機関と協力しながら、配付を継続していく。</p>								

		<p>【福祉総務課】</p> <p>災害時において、在宅の障害者を市内の障害者施設へ緊急受入れするため、市内5施設（鎌倉清和園・障害者生活支援センター鎌倉清和・鎌倉はまなみ・工房ひしめき・鎌倉薰風）を運営する法人と協定を締結している。令和6年度においては、名越やすらぎセンターで福祉避難所の開設・運営訓練を実施した。その他、福祉避難所グループの通信訓練を実施した。</p>	A (A)	訓練を通じて得られた課題等を「福祉避難所運営マニュアル」に反映させるとともに、引き続き福祉避難所の開設・運営訓練を実施し、福祉避難所運営体制の充実を図る。																																				
⑤ ライフステージに応じた相談支援体制の推進	<p>(新)基幹相談支援センターを中心とする地域での相談支援のネットワークの強化による障害者の個々の状況に応じた支援の推進</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>鎌倉市基幹相談支援センターを中心とする相談支援体制を構築し、委託の障害者相談支援事業所3箇所、指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）18箇所及び関係機関と連携しながら様々な相談支援を行った。</p>	A	<p>市民からの個別の相談への対応はもちろんのこと、関係機関同士で連携し、助け合いながら支援を実施する体制が構築されている。</p> <p>相談内容はその背景や状況により様々であることから、引き続き基幹相談支援センターを中心とする相談支援体制を維持するとともに、関係機関等と連携を図りながら、一人ひとりの相談内容に的確に対応していくことが求められる。</p>																																				
	<p>支援を必要とする子どものライフステージに対応した一貫した支援体制の推進</p>	<p>【発達支援室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達支援室では、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士・児童指導員・保育士などが「発達支援指導」を行った。 ・幼稚園や保育園などに専門職が訪問して「巡回相談」を行った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発達の相談及び支援の延用利用人数</td> <td>2,107人</td> <td>2,005人</td> <td>2,274人</td> </tr> <tr> <td>巡回相談実施延人数</td> <td>369人</td> <td>307人</td> <td>286人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・集団生活で社会性が大きく成長する時期での子育ての悩みに対応するため「5歳児すこやか相談」を実施した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象児数</td> <td>998人</td> <td>1,073人</td> <td>1,077人</td> </tr> <tr> <td>実施園数</td> <td>49園</td> <td>49園</td> <td>49園</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な支援者の発達障害理解促進と具体的な対応スキルアップを目的とした人材育成のための講座を実施し、修了者の中で希望者に「かまくらっ子発達支援センター」として登録してもらい、小中学校及び幼稚園で活動している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小中学校</td> <td>2,483人</td> <td>2,751人</td> <td>1,424人</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>446人</td> <td>214人</td> <td>68人</td> </tr> </tbody> </table>		令和6年度	令和5年度	令和4年度	発達の相談及び支援の延用利用人数	2,107人	2,005人	2,274人	巡回相談実施延人数	369人	307人	286人		令和6年度	令和5年度	令和4年度	対象児数	998人	1,073人	1,077人	実施園数	49園	49園	49園		令和6年度	令和5年度	令和4年度	小中学校	2,483人	2,751人	1,424人	幼稚園	446人	214人	68人	B (B)	<p>発達に課題がある子どもとその保護者の支援については、庁内関係課や関係機関と連携をはかり、ライフステージに応じた支援に取り組んできた。今までの取り組みを継続していくとともに今後は保護者支援や地域支援をより一層強化していく必要がある。</p> <p>そのため、支援を必要とする子どもが所属する集団で必要なサポートが受けられるよう、幼稚園・保育園等において発達支援の中核となる職員を「発達支援コーディネーター」として養成するための研修プログラム、地域で相談が受けられるよう出張相談、保護者が子どもの特性を正しく理解し、適切な関わりができるよう「ペアレントトレーニング」を令和3年度から実施し、さらに充実するよう努めている。</p>
	令和6年度	令和5年度	令和4年度																																					
発達の相談及び支援の延用利用人数	2,107人	2,005人	2,274人																																					
巡回相談実施延人数	369人	307人	286人																																					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度																																					
対象児数	998人	1,073人	1,077人																																					
実施園数	49園	49園	49園																																					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度																																					
小中学校	2,483人	2,751人	1,424人																																					
幼稚園	446人	214人	68人																																					

		<p>・児童福祉法に基づく「障害児相談支援」として、児童発達支援、放課後等デイサービス等の「障害児通所支援」を利用する際に障害児支援利用計画を作成し、利用開始後一定期間ごとにモニタリングを行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和6年度</th><th>令和5年度</th><th>令和4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児支援延利用人数</td><td>342人</td><td>331人</td><td>369人</td></tr> <tr> <td>継続障害児支援利用人数</td><td>35人</td><td>46人</td><td>38人</td></tr> </tbody> </table> <p>・児童発達支援センターあおぞら園では、保育士、児童指導員、保健師、栄養士などが、集団生活や遊びを通して、基本的生活習慣・情緒・社会性などの発達を援助するとともに、保護者の方々への必要な支援をする「児童発達支援」を行った。また、保育園、幼稚園等に通う子どもを対象に、専門職が各施設に訪問し、施設のスタッフと協力して集団生活適応のための「訪問支援」を行った。 (令和3年度から指定管理者が実施)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和6年度</th><th>令和5年度</th><th>令和4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支援延利用人数</td><td>5,458人</td><td>5,835人</td><td>4,691人</td></tr> <tr> <td>訪問支援延利用人数</td><td>19人</td><td>29人</td><td>36人</td></tr> </tbody> </table> <p>・支援を必要とする子どもが所属する集団で必要なサポートが受けられるよう、幼稚園・保育園等において発達支援の中核となる職員を「発達支援コーディネーター」として養成するための研修プログラム、地域で相談が受けられるよう出張相談、保護者が子どもの特性を正しく理解し、適切な関わりができるよう「ペアレントトレーニング」を令和3年度から開始した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和6年度</th><th>令和5年度</th><th>令和4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養成講座参加者数</td><td>12人</td><td>25人</td><td>20人</td></tr> <tr> <td>出張相談(参加者)</td><td>7回 (8人)</td><td>17回 (18人)</td><td>24回 (25人)</td></tr> <tr> <td>ペアレントトレーニング参加者</td><td>6人</td><td>6人</td><td>6人</td></tr> </tbody> </table> <p>【教育指導課】 保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と相互の緊密な連携体制の整備を図るために「発達支援システムネットワーク」と連携し、発達に特別な支援が必要な子どもの相談、早期発見及び早期からの支援などライフステージに対応する一貫した継続支援を実施した。</p>		令和6年度	令和5年度	令和4年度	障害児支援延利用人数	342人	331人	369人	継続障害児支援利用人数	35人	46人	38人		令和6年度	令和5年度	令和4年度	児童発達支援延利用人数	5,458人	5,835人	4,691人	訪問支援延利用人数	19人	29人	36人		令和6年度	令和5年度	令和4年度	養成講座参加者数	12人	25人	20人	出張相談(参加者)	7回 (8人)	17回 (18人)	24回 (25人)	ペアレントトレーニング参加者	6人	6人	6人	
	令和6年度	令和5年度	令和4年度																																								
障害児支援延利用人数	342人	331人	369人																																								
継続障害児支援利用人数	35人	46人	38人																																								
	令和6年度	令和5年度	令和4年度																																								
児童発達支援延利用人数	5,458人	5,835人	4,691人																																								
訪問支援延利用人数	19人	29人	36人																																								
	令和6年度	令和5年度	令和4年度																																								
養成講座参加者数	12人	25人	20人																																								
出張相談(参加者)	7回 (8人)	17回 (18人)	24回 (25人)																																								
ペアレントトレーニング参加者	6人	6人	6人																																								
⑥ インクルーシブ教育の推進	(新)特別支援教育の充実	<p>【教育指導課】 第Ⅲ期鎌倉市特別支援教育推進計画を策定した。また、特別支援級全校設置と中学校通級指導教室開設のための検討委員会を開催し、令和7年度より山崎小学校特別支援級開級、中学校通級指導教室開級となった。</p>	B (B)																																								
	(新)インクルーシブ教育の理解と啓発を進める人材の確保と育成	<p>【教育指導課】 各小・中学校への学校訪問や研修の機会を活用し、インクルーシブ教育の理念を周知するとともに、広く啓発を行った。また、障害の有無にかかわらず、個を認め合い、豊かに協働しあえるような児童生徒の育成を目指してインクルーシブ教育推進モデル事業を設計した。</p>	B																																								

	(新)共生社会の実現を目指した連携体制の充実	<p>【教育指導課】</p> <p>各小・中学校への学校訪問や研修の機会を活用し、インクルーシブ教育の理念を周知するとともに、広く啓発を行った。また、障害の有無にかかわらず、個を認め合い、豊かに協働しあえるような児童生徒の育成を目指してインクルーシブ教育推進モデル事業を設計した。</p>	B	共生社会の実現に向け、学校と児童生徒だけでなく、保護者や地域に暮らす方にもインクルーシブ教育を推進することの目的や学校の具体的な取組等について周知していく。																								
⑦ 障害者の社会参加の推進	障害者の雇用の場の確保など社会参加の推進	<p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の就労支援のため、「障害者二千人雇用センター」を委託運営し、障害者二千人の雇用を目指し、地域の事業者への働きかけなど、障害者の就労支援を行った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労者数※</td> <td>2,186人</td> <td>2,051人</td> <td>1,906人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度から累計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用の場を確保するため、支援員のもと働く場「ワークステーションかまくら」を市役所内に設置し、障害者を雇用した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワークステーション就労者数</td> <td>8人</td> <td>8人</td> <td>8人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用を推進するにあたっての課題を把握し、支援体制の整備等の必要な事項を協議する「障害者二千人雇用推進協議会」を開催した（2回開催）。 ・藤沢公共職業安定所との共催で障害者向け就職面接会を実施した（9回開催）。 ・障害者雇用啓発講演会を対面方式にて実施した（1回開催、参加企業数：8社、参加者数：33人）。 ・福祉事業所から一般就労に移行した障害者に対し、10万円を1回限り給付する障害者就労移行支援金を支給した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付人数</td> <td>15人</td> <td>20人</td> <td>15人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方を雇用している中小企業及び就労支援A型事業所に、奨励金を支給した（支給認定者数：38人、中小企業：9社、A型事業所：6事業所） ・社会参加及び農業分野等での就労に向けたスキル習得を目指すことを目的とした農業就労体験セミナーを開催した。 <p>農業体験コース：12回10人参加、就労特化コース：20回3人参加）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労困難者特化型BPO事業として「デジタル就労支援センターKAMAKURA」を委託運営し、ひきこもり状態の者や障害者等に対し、IT業務を中心とした在宅就労または通所による就労機会を提供した（登録者数：44人、支援人数：68人）。 		令和6年度	令和5年度	令和4年度	就労者数※	2,186人	2,051人	1,906人		令和6年度	令和5年度	令和4年度	ワークステーション就労者数	8人	8人	8人		令和6年度	令和5年度	令和4年度	給付人数	15人	20人	15人	A (A)	障害者就労者数は2,186人となった。引き続き、就労支援施設との連携を図り、就労意欲のある障害者及び障害者雇用に取り組む企業への支援を行っていく。
	令和6年度	令和5年度	令和4年度																									
就労者数※	2,186人	2,051人	1,906人																									
	令和6年度	令和5年度	令和4年度																									
ワークステーション就労者数	8人	8人	8人																									
	令和6年度	令和5年度	令和4年度																									
給付人数	15人	20人	15人																									

	<p>【職員課】</p> <p>常勤職員及び会計年度任用職員の採用について、受験資格を身体障害者に限定せず、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人としている。</p> <table border="1" data-bbox="541 354 1006 460"> <thead> <tr> <th>採用数</th><th>令和7年</th><th>令和6年</th><th>令和5年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤職員</td><td>1人</td><td>1人</td><td>0人</td></tr> <tr> <td>会計年度任用職員</td><td>1人</td><td>1人</td><td>1人</td></tr> </tbody> </table> <p>(各年4月1日現在)</p>	採用数	令和7年	令和6年	令和5年	常勤職員	1人	1人	0人	会計年度任用職員	1人	1人	1人	C (B)	<p>令和6年6月1日時点の雇用率は2.30%で、法定雇用率2.8%を達成できなかったことからC評価とした。その後は積極的な障害者雇用に努め、令和7年6月1日時点の法定雇用率は達成する見込みである。引き続き「鎌倉市障害者活躍推進計画」に基づき、障害者雇用の促進に努めていく。</p>
採用数	令和7年	令和6年	令和5年												
常勤職員	1人	1人	0人												
会計年度任用職員	1人	1人	1人												
	<p>(新)障害者の日中活動に関するサービス提供体制の充実や移動の支援の充実による社会参加の支援</p> <p>【障害福祉課】</p> <p>〈日中活動サービスの利用実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 <p>決算額：1,098,077千円</p> <p>利用者数（R7.3月）：403人</p> <p>市内事業所数：13か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養介護 <p>決算額：67,412千円</p> <p>利用者数（R7.3月）：20人</p> <p>市内事業所数：1か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援A型 <p>決算額：80,034千円</p> <p>利用者数（R7.3月）：40人</p> <p>市内事業所数：5か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援B型 <p>決算額：443,987千円</p> <p>利用者数（R7.3月）：284人</p> <p>市内事業所数：16か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援 <p>決算額：166,496千円</p> <p>利用者数（R7.3月）：76人</p> <p>市内事業所数：5か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労定着支援 <p>決算額：12,069千円</p> <p>利用者数（R7.3月）：36人</p> <p>市内事業所数：3か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所 <p>決算額：60,007千円</p> <p>利用者数（R7.3月）：86人</p> <p>市内事業所数：7か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練（機能訓練） <p>決算額：3,209千円</p> <p>利用者数（R7.3月）：4人</p> <p>市内事業所数：0か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練（生活訓練） <p>決算額：36,645千円</p> <p>利用者数（R7.3月）：32人</p> <p>市内事業所数：3か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中一時支援 <p>決算額：17,867千円</p> <p>利用者数（R7.3月）：20人</p> <p>市内事業所数：3か所</p> <p>〈移動の支援に関するサービスの利用実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同行援護 <p>決算額：31,647千円</p> <p>利用者数（R7.3月）：45人</p>	B	<p>〈日中活動サービス〉</p> <p>概ね利用者のニーズに応じてサービス利用ができる体制が確保できていたが、一部サービスや、対象者の状況によっては利用できない場合もあった。神奈川県が指定を行うサービスについて、市から指定に際して特に供給が不足しているサービスの確保を行うように意見を提出する等、必要なサービス提供体制が確保されるような取り組みを検討していく必要がある。</p> <p>〈移動の支援に関するサービス〉</p> <p>移動の支援に関するサービスについては、対応するヘルパーの人員不足から、十分なサービス提供体制が確保できていない部分があった。</p> <p>人材確保のために、ヘルパーとして従事するための資格取得のための研修受講料の補助等、効果的な施策の実施を検討していく必要がある。</p>												

		<p>市内事業所数：7か所 ・行動援護 決算額：29,555千円 利用者数（R7.3月）：29人 市内事業所数：3か所 ・移動支援 決算額：92,508千円 利用者数（R7.3月）：99人 市内事業所数：24か所</p>		
--	--	--	--	--

（5）外国につながりのある人の人権

特に重要な取組	事業内容	令和6年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等												
① 多言語による情報提供の推進	日常生活や災害時に対応する情報の多言語化	<p>【文化課】 日本語での意思疎通が困難な外国籍市民への対応策として、市や公的機関等からの要請に基づき、市民通訳ボランティアを派遣している。令和6年度の利用実績は2件である。（登録者数 延83名、対応言語数 延13言語：令和6年度末時点）</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> <tr> <th>派遣回数</th> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>0回</td> </tr> </table> <p>【地域共生課】 ・31言語に対応した多言語音声翻訳アプリVoiceTraの入ったタブレットを相談窓口に備え、外国語への対応を図った。 ・市民団体と協働し、外国籍市民向け生活ガイドを作成し鎌倉FMなどにおいても紹介してもらうなど周知に努めた。</p> <p>【観光課】 ・外国語版パンフレットを75,000部作成（英44,000部、西9,000部、仏7,000部、繁6,000部、簡6,000部、韓3,000部）し、観光案内所、観光課窓口、市内宿泊施設等で配布した。 ・海水浴場開設期間中の避難訓練では英語でのアナウンスを行った。</p>		令和6年度	令和5年度	令和4年度	派遣回数	2回	2回	0回	B (B)	利用件数は少ないものの、新たなボランティア登録者もあり、日本語での意思疎通が困難な外国籍市民を支援することができている。必要な場面でボランティア派遣ができるよう市役所庁内も含め、周知を継続することが必要である。				
	令和6年度	令和5年度	令和4年度													
派遣回数	2回	2回	0回													
	A (A)	外国籍市民向け生活ガイドを定期的に更新し、引き続き、外国人の相談者対応の充実に努めていく。														
	B (B)	災害時の外国人観光客に対するリアルタイムな情報発信については対策に検討を要する。														
② 多文化共生社会の推進	日本語の理解が十分でない児童・生徒への、日本語指導の支援等の充実	<p>【教育指導課】 14名の児童・生徒に対して、合計120時間の日本語支援を実施した。また、外国につながりのある子どもたちを支援する団体や難民支援を行う民間団体と連携し、学校での支援のあり方について検討する機会を設けた。</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> <tr> <th>対象者</th> <td>14人 イスラエル語 ペルシャ語 英語 ルーマニア語 中国語 タガログ語</td> <td>8人 英語、 タガログ語 フランス語、 ロシア語、 ウクライナ語、 タイ語</td> <td>12人 ドイツ語、 英語、 タガログ語 中国語、 フランス語、 ロシア語、 ウクライナ語</td> </tr> <tr> <th>派遣回数</th> <td>120回</td> <td>136回</td> <td>96回</td> </tr> </table>		令和6年度	令和5年度	令和4年度	対象者	14人 イスラエル語 ペルシャ語 英語 ルーマニア語 中国語 タガログ語	8人 英語、 タガログ語 フランス語、 ロシア語、 ウクライナ語、 タイ語	12人 ドイツ語、 英語、 タガログ語 中国語、 フランス語、 ロシア語、 ウクライナ語	派遣回数	120回	136回	96回	B (B)	外国につながりのある児童・生徒が増え、ニーズも多様化する中で、様々な言語に対応した支援や学習への支援が不十分である。また、一人の児童・生徒が日本語指導を受けることができる回数が年間十数回となっており、生活面の困り感においても十分に支援することができていない。今後は、日本語支援の回数を増やすとともに、翻訳機器やアプリ等も活用し、個別のニーズに応じた対応を行っていく必要がある。
	令和6年度	令和5年度	令和4年度													
対象者	14人 イスラエル語 ペルシャ語 英語 ルーマニア語 中国語 タガログ語	8人 英語、 タガログ語 フランス語、 ロシア語、 ウクライナ語、 タイ語	12人 ドイツ語、 英語、 タガログ語 中国語、 フランス語、 ロシア語、 ウクライナ語													
派遣回数	120回	136回	96回													

国籍の違いを越え、言語、文化、習慣の違いを互いに理解し、安心して暮らせる地域社会を目指した市民及び市民団体における国際理解・交流の推進	<p>【文化課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流フェスティバル <p>国際交流フェスティバルについては、11月10日（日）に開催し、多くの人が賑わう中、活動紹介することができた。今後も継続して「かまくら国際交流フェスティバル」を開催し、団体の活動紹介と国際理解の場を提供するとともに、国際交流・協力団体連絡会「情報かわら版」の内容を充実させ発行し、情報提供に努める。</p> <p>・国際交流講座</p> <p>令和7年1月18日に、鎌倉市在住・在勤の青年団19名が鎌倉市のパートナーシティである安東市を令和6年の秋に訪問し、現地大学生との交流等を行った際の文化交流等を行った経験について、国際理解・国際交流の実践例の報告・紹介として青年団による市民向けの事業報告会を開催した。ワークショップのアンケート結果等により、国際理解の推進に寄与したと考えている。国際理解や多文化共生社会への啓発や意識の醸成にあたっては、継続して機会を提供することが必要であり、今後も様々な機会を捉え、国際理解への充実を図っていく。</p>	B (B)	<p>・国際交流フェスティバル</p> <p>国際交流フェスティバルについては、日曜日の開催で多くの人が賑わう中、市内国際交流団体の活動紹介することができた。今後も継続して「かまくら国際交流フェスティバル」を開催し、団体の活動紹介と国際理解の場を提供するとともに、国際交流・協力団体連絡会「情報かわら版」の内容を充実させ発行し、情報提供に努める。</p> <p>・国際交流講座</p> <p>ワークショップのアンケート結果等により、国際理解の推進に寄与したと考えている。しかし、より多くの市民に多文化共生社会への啓発や意識の醸成を行うためには、継続して機会を提供することが必要であり、今後も様々な機会を捉え、国際理解への充実や周知を図っていく。</p>
(新)国・県・関係団体等と連携したヘイトスピーチ撲滅のための啓発の推進	<p>【地域共生課】</p> <p>人権週間等で人権問題全体の啓発を行ったが、ヘイトスピーチに特化する啓発は行うことができなかった。</p>	C	法務省の啓発資料を使用し啓発を行う等検討する。

(6) 多様な性の尊重

特に重要な取組	事業内容	令和6年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
① 多様な性を尊重する啓発活動・教育の推進	(新)国や県と連携した啓発活動・教育の推進	<p>【地域共生課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間のパネル展、ホームページ、モニター広告で啓発を行うとともに、相談機関を案内した。 ・性的マイノリティの団体から講師を迎えて市民研修を開催し、多様な性について理解を深めた。 	A	参加者の満足度が高い研修であったが、啓発活動や研修等についてより充実させるよう検討する。
② 多様な性を尊重する環境づくりの推進	(新)パートナーシップ宣誓制度の周知、拡充	<p>【地域共生課】</p> <p>性的マイノリティの理解の一助となるよう、性的マイノリティの方等が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において、経済的、精神的に相互に支え合い、協力し合うことを約した関係にあることを市長が確認し、公に証明する「パートナーシップ宣誓制度」について、広報やホームページで周知した。(宣誓6組)。</p>	A	引き続き、性的マイノリティの理解促進及びパートナーシップ宣誓制度の周知に努めるほか、市外へ異動した制度利用者が、改めて手続きをすることなく、引き続き制度利用が可能となるよう他市町村と協力し、制度の充実を図る。
	(新)申請書等の性別欄の見直し	<p>【地域共生課】</p> <p>申請書性別欄の全庁調査について、実施方法を検討するのみとなった。</p>	C	状況に応じ全庁的に再度廃止の呼びかけを行う必要がある。

③ 相談・支援の推進	(新)県や民間団体と連携した相談支援の充実	【地域共生課】 現在、本市では独自の相談体制を整備していないため、県の専門相談窓口を案内している。	B	案内や周知はできているが、他市の状況等も踏まえながら、本市独自の相談体制を整備する必要性について検討していく。
------------	-----------------------	--	---	---

(7) 災害発生時の人権

特に重要な取組	事業内容	令和6年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
① 防災に関する男女共同参画・多文化共生社会の推進	(新)避難所における性別、年齢、障害の有無、文化等の違いに関係なく、すべての人々が安心して過ごせる人権擁護の視点に配慮した生活環境づくり	【総合防災課】 避難所におけるプライバシー確保等のため配備しているパーテーション用の敷マットを整備したほか、要配慮者対策として粉ミルク、ミルクアレルギー用粉ミルク、おかゆの備蓄を行っている。 また、更新を行ったライスクッキー、アルファ化米はハラール認証を取得した製品としている。	C	更なる連携強化を図る。
	防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画拡大	【総合防災課】 防災会議委員における女性委員は36人中4人(令和7年3月現在)。	C (C)	防災会議委員は充て職であり、女性委員の登用が難しい状況ではあるが、避難所運営など災害対応において多様な視点で検討することは重要であることから、女性委員の登用について検討していく。
② 避難行動要支援者に対する支援	災害対策基本法による避難行動要支援者支援制度による災害時の要支援者情報の庁内での共有・把握及び平常時における支援体制の整備	【総合防災課】 避難行動要支援者名簿の登録状況や配布状況など、福祉部各課と情報共有を行った。	B (C)	情報共有や意見交換を踏まえ、名簿の見やすさの改善や個別避難計画策定を進めるためのシステム改修を実施できたためB評価とした。 引き続き、より使いやすい名簿となるよう改善を図る。
	高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊娠婦、地理に不案内な観光客、言葉や習慣に慣れていない外国人等に対する避難誘導、十分な情報提供などの支援	【総合防災課】 防災・安全情報提供システムにてメール配信を行った。メール配信登録件数27,121件(令和7年2月現在)。 また、津波避難建築物を示す標識を5箇所設置した。	B (B)	津波避難誘導標識の拡充などを実施できたためB評価とした。メール配信サービスの更なる普及、また、令和6年度以降も津波避難誘導標識を設置するなど、避難誘導対策の更なる強化を図る。

(8) 同和問題

特に重要な取組	事業内容	令和6年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
① 同和問題の正しい理解と認識を深める人権教育・啓発の促進	同和問題についての正しい理解と認識を深め、偏見と差別のないまちづくりの実現を目指した啓発	【地域共生課】 人権関連団体が作成した冊子（8種類）を購入し、市職員へ回覧するとともに、ロビー等へ配架を行い、同和問題に関する正しい理解と認識を深めるよう努めた。	B (B)	人権関連団体主催の研修会等が再開され、市職員や教職員、民生委員、PTAなどが参加し、知識を深めたことによる。今後も同和問題に対する正しい理解と認識を深めるよう、研修受講対象を広げるよう検討する。
	基本的人権を尊重することを基盤に、お互いの人権を尊重し、一人ひとりが大切にされる学校教育の推進	【教育指導課】 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになること」を目指し、道徳科を要として、学校教育全体を通じて実施した。	A (A)	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。
② 個人情報の保護	就職・結婚差別等に結びつく恐れのある身元調査による個人情報漏えいを防ぐための戸籍等不正取得防止の徹底	【市民課】 住民票や戸籍等について、本人確認の徹底及び「鎌倉市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務要綱」に基づき、不正取得の防止に努めた。	A (A)	本人確認の徹底等を行うことにより、前年度同様に住民票や戸籍等の不正取得とみられる事案を発生させなかつた。今後も、個人情報の不正取得の防止に努めていく。
③ えせ同和行為の排除に向けた啓発等の推進	同和問題を口実とした企業や行政機関等に対する不当な要求の排除に向けた啓発	【地域共生課】 人権関連団体が作成した冊子（8種類）を購入し、市職員へ回覧するとともに、ロビー等へ配架を行い、同和問題に関する正しい理解と認識を深めるよう努めた。 えせ同和行為があった場合は、「鎌倉市不当要求行為等に関する要綱」に基づき対応することとしている。	B (B)	概ね実施できたため。県内の連絡会で他市の取組なども参考とし、同和問題を口実とする不当な要求の排除に努めていく。

(9) 生活困窮者の人権

特に重要な取組	事業内容	令和6年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
① 生活困窮者等への支援体制の充実	「フードバンクかまくら」による食料支援の拡充	【生活福祉課】 生活困窮者を対象に、食料配布会を月1回実施するほか、緊急的に食料が必要な方へ食料支援を行った。 食料配布会配布件数 1,346人	A (A)	フードバンク事業として必要なニーズに対応するため、寄付食料の確保や維持管理を協働事業者と連携して行った。引き続き、食料の寄付者に呼びかけを行い、食料の確保に努めるとともに、市内地域食堂団体と連携し、食料支援の充実を図っていく。

(新)自立相談支援機関を中心とした関係機関団体等と連携した支援の強化	【生活福祉課】 生活困窮者自立支援事業における支援調整会議において、府内各課及び関係機関の集まる会議を3カ月に1回開催した。	A	自立相談支援機関が中心となり、関係機関等に呼びかけ会議を開催し、参加者それぞれの役割を会議内で共有すると共に顔の見える関係づくりを行うことで連携体制の強化につながった。
(新)ホームレスを含めた生活困窮者へアウトリーチの強化	【生活福祉課】 ホームレスについては、厚生労働省通知に基づき、年に1回ホームレスの実態に関する全国調査を実施し、0件だった。 生活困窮者自立支援事業における訪問対応などのアウトリーチについては、必要に応じて関係機関と連携して対応した。また、市内2箇所で食料配布会を行い、生活困窮者が必要な支援につながり易くする機会を提供了。	A	引き続き、食料配布会等を通じて、必要な支援につながるよう取り組んでいくと共に、潜在している生活困窮者へのアプローチやつながる可能性を高めていく方法については、関係団体と協議しながら検討していく必要がある。
(新)「生理の貧困」対策の推進	【地域共生課】 困りごとを抱えた女性が支援に繋がるよう、女性相談の案内カードとともに、市役所本庁舎や支所、福祉センターのトイレの一部に生理用品を設置している。	A	今後とも必要な施設に設置できるよう呼び掛けていく。
	【生活福祉課】 生理用品を、市内各支所に常時設置し必要な方に配布した。また、月1回の食料配布会でも配布した。	A	寄付により実施しているため、需要と供給のバランスが安定しないことが引き続きの課題である。

(10) さまざまな人権

特に重要な取組	事業内容	令和6年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
① 疾病等に関する人権	感染症に関する正しい知識の普及と偏見・差別の解消	【市民健康課】 感染症に関する正しい知識の周知と啓発を行った。	A (A)	市民への周知を継続して行い、感染症への理解を一層深めてもらう。 AIDS予防の普及啓発は、県・保健所の所管である。
② 犯罪被害者等の人権	犯罪被害者等の名誉や平穏な生活への配慮について市民の理解を深めるための取り組み	【地域共生課】 鎌倉市犯罪被害者等支援条例及び鎌倉市犯罪被害者等支援事業実施計画を制定した。 かながわ犯罪被害者サポートステーション等が発行するパンフレットの配架を行った。	A (A)	条例に基づく犯罪被害者等への支援について府内関係課及び関係団体等と連携を図り途切れることのない支援を行うとともに、支援について市民周知を図る。
		【地域のつながり課】 ホームページ掲載やパンフレットの窓口配架を行い、犯罪被害者に対する支援制度について周知を図った。	B (B)	引き続き、支援制度を周知していく。
③ 拉致被害者の人権	拉致問題に対する関心と認識を深めるための国や県と連携した啓発	【地域共生課】 ・市役所ロビーで神奈川県関連特定失踪者パネル展示による啓発を行った。 ・拉致問題を広く伝える映画上映事業を県と共に催した。 ・北朝鮮拉致問題啓発週間に併せ、大船駅東口歩道橋に拉致問題啓発タペストリーを掲示し、啓発を行った。	A (A)	令和5年度に引き続き、拉致問題啓発タペストリーを掲示し啓発の範囲を広めた。引き続き、拉致被害者への理解を深めるよう啓発を行う。

